

昭和二十九年五月二十日（木曜日）午前十一時二十六分開会

及
ひ
漁
船

左のほうから大竹地区、宮島

ては、平和条約の発効した時期におき

（計理員（金本勇）） この汽船の操業

と思ひますから、それをお示し願ひ

島、江田島、呉、海田市、原村、広の六カ所について、この部分図と一緒に、この民有地というものの建物の種類、それに対する地価、借地権料というものを知りたいと思ひます。

○政府委員(山中一朗君) 民有の建物につきましても、この前提提出した資料に一応種類別に載つておるわけですが、只今田中委員の借地権の権利というものは、借地権のことではないでしょうか、借料のことではないでしょうか。

○田中一君 借地権と借地料のことです。

○政府委員(山中一朗君) それで売買関係の借地権も一応調査するわけでございますか。

○田中一君 それと借地料ですね。

○政府委員(山中一朗君) 承知いたしました。

○田中一君 それから従来、戦争中或いは戦前、呉の鎮守府が地元に対してどのような財政上の負担をしておつたかという実例ですね、呉市なり、その地区々々にやはり相当補償的な意味の負担をしておつたと思つたか。そういうものはどうなつておつたか。これは国のものだから勝手に、道路使うのも何もかもまわんというのじやなくて、それにはやはり道路をこわしたり或いは橋を修理したりということば、やはり地区に与えたところのいろ／＼な補償的な問題があると思つたか。これは恐らく当時の海軍もそのような補償的な意味の金銭交付というものを、実際にやつておつたと思つたか。その実例を一つ調査の上お示し願ひたい。

○政府委員(山中一朗君) 只今の御要求の点につきましては、在来軍施設のあつたときに、地方から相当要求があるわけですが、そういう場合に実例を相対調べるのでありますが、事実行為としてこれをアスファルトの舗装道路にしたというふうな、県道なり国道方面に事実問題として残つたのはございしますが、書類としてはないのでございします。そういう点をできるだけ詳細に調べて調査して、それをまとめ上げるよりほかに、現在おいたしましては調査の方法がないと思つたか、その程度でよろしいと思つたか。

○田中一君 旧海軍の書類は恐らく焼却してしまつてないと思つたか、受けた側のほうの書類を調べればあると思つたか。呉の市役所が燃えたか燃えんかというところは記憶にないけれども、恐らくそういうものはないと思つたか。その点をできるだけの御調査をお願いしたいと思います。

それから現在やつておる米駐留軍とこの地区々々は、どういふ補償或いはどういふ条件がその間に交わされたか、その約束が資料として来ておりますか、来ていればよいですが。

○政府委員(山中一朗君) 補償の具体的なものは資料として載つておりません。

○田中一君 それでは現在講和発効後もう日がたつてゐるのですから、事実上江田島なり大竹なり呉地区なり、横島、大久野島等々実際に付いたところの補償問題とか具体的な数字を資料としてお出し願ひたい。

○政府委員(山中一朗君) 只今の個々具体的なものは追つて資料として提出いたします。

○小笠原三三男君 資料についてお尋ねしますが、この宮島地区の民有地或いは民家はこれを使つてゐるのであるか。目的は何ですか。

○政府委員(山中一朗君) 現在あります民有建物六軒の大体の使用目的は、バスの待合所に一部使つております。それから兵員の休養所、兵舎に代替して一部使つております。

○小笠原三三男君 それは国連軍の休養施設として或いは観光施設として使われてゐるわけですか。結局軍自体の軍事目的として使つてゐる部分ではないでしょうか。

○政府委員(山中一朗君) 我々の見方におきましては兵舎、或いは兵舎とその間のバスの連絡の待合所というので、いわゆるレクリエーションの意味において使つてゐるとは考えておりません。

○小笠原三三男君 江田島地区の国有地並びに国有建物に旧海軍の施設が全部ですか。

○政府委員(山中一朗君) 江田島関係におきまして、我々の資料に残つてゐるのは弾薬庫に使つておるのですが、只今鈴木説明委員から申上げましたように、国有地の具体的な使用は我々のほうでまだ国連軍のほうに正式の規定に基いて提供してゐるわけではつきりしたことはわかりませんが、管財局とよく連絡いたしまして御説明いたしたいと思ひます。

○小笠原三三男君 海田市地区は、これは何の目的で使つてゐるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 目的は大体只今申しましたように弾薬庫と弾薬貯蔵所に国有地を使用しておるようでございます。

○小笠原三三男君 私江田島のほうは済みましたが、海田市地区は何の目的で使つておるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 海田市のほうは弾薬貯蔵所として使つておるようでございます。

○小笠原三三男君 呉地区は何の目的で使つてゐるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 呉市は相當いろ／＼な関係のものが多数に亘つて使用目的に供されておるようでありますが、概括的に申しますと兵舎が相當でございます。それから兵器具の貯蔵所、それから小銃射撃場、それから船着場、将校宿舎、兵舎、事務所と無線の中継ステーション、病院、それから看護婦の宿舎、食堂、運動場、一般の倉庫、こういうふうな多数に亘つております。

○小笠原三三男君 この地区は米駐留軍関係との共用施設はないのですか。

○政府委員(山中一朗君) 同一の建物を両方で共用してゐるというものは我々の現在の調査によつては残つておりません。

○小笠原三三男君 射撃場とかそういうようなものですか。

○政府委員(山中一朗君) 射撃場あたりも大体国連軍関係だけがあそこを使用してゐる、こういうふうな記載に載つております。

○小笠原三三男君 原村地区は何に使つておりますか。

○政府委員(山中一朗君) 原村は旧軍の演習場を国連軍がそのまま演習場として使つております。

○小笠原三三男君 それは国連軍専用の演習場ですか。

○政府委員(山中一朗君) さうでございます。

○小笠原三三男君 広地区のほうは使用目的は何ですか。

○政府委員(山中一朗君) 只今呉市で申上げましたと大体同様な目的で使つてゐるようでございます。

○小笠原三三男君 では一例として宮島地区或いは江田島地区で、当初においては日本国政府とどういふ関係にして入つて来たものなのですか。

○政府委員(山中一朗君) 当初は御承知のように占領軍としての英連邦軍といふことで、こういうものの調達はプロキユアメント・デマンドで調達してあります。

○小笠原三三男君 そうして既成事実として入つておつたものが、それ以後、朝鮮動乱を契機として、拡大したというふうな場合はどこの地区にもないわけですか。

○政府委員(山中一朗君) 現在、我々持つておる資料が、今までの事務処理の関係から推察いたしまして、旧P・D時代よりも朝鮮動乱を契機として施設が拡大されて、新しく接収された地域はないように記憶いたしております。

○小笠原三三男君 それでは講和発効後は、日本政府とはどういふ関係で国連軍はおつたわけですか。

○政府委員(山中一朗君) そのおる根拠につきましては、昨日の当委員会におきまして、外務省の条約局長の申しましたように、一九五一年の安全保障条約その他の根拠で、ずつとおるようには私は推察いたしております。

○小笠原三三男君 我々はそれは認めませんが、仮に認めたとして、安全保障条約或いはその他の……、そ

の他は何ですか。

○政府委員(山中一朗君) 吉田・アチソン交換公文でございます。

○小笠原三三男君 そうすると宮島地区、これは民有地ですから、或いは民有建物ですからお尋ねしますが、占領下の場合、占領軍としておつたとき、この民有地或いは民有建物に対しては或る種の貸賃料と申しますか、そういうものが支払われておつたと思ひますが、その通りですか。

○政府委員(山中一朗君) 民有のものにつきましては、講和発効後引続きまして相手方との契約を締結いたしまして、全部貸賃料は支払つております。

○小笠原三三男君 そうすると日本政府として、あなたの方として、土地なり建物なりの台帳はみんなあるわけですか。

○政府委員(山中一朗君) 支払方法といたしましては、国連軍のほうから一応その資金は頂いております。併しなから我々の支払うものは、別途予算措置といたしまして、立替金で予算上の措置をいたしております。

○小笠原三三男君 そうした場合、私とわかれのようですが、日本国政府と民有地を持つてゐる国民とはどういう契約になつておるのですか。占領下と違つて独立した今日においては……

○政府委員(山中一朗君) 普通の賃貸借契約でございます。政府と所有者との間におきます賃貸借契約を合意の上において行なつておるわけでございます。

○小笠原三三男君 そうすると占領下のようない方の契約ではないわけですね。

○政府委員(山中一朗君) 現在までのところは一方的でなく、双方合意の上でやつております。

○小笠原三三男君 それで実際的に調達庁或いは出先機関では一切の調書なり資料というものはあるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 出先のほうにおきましては、民公有につきましては資料を蓄えております。

○小笠原三三男君 では仮に民有地の所有者は契約期間というふうなものは、本當に合意の上で契約してゐますか。

○政府委員(山中一朗君) 貸賃料の上で契約してゐると我々は考へております。

○小笠原三三男君 大体政府のほうではどれくらいの年限で契約してゐるのですか。

○政府委員(山中一朗君) 大体一年を契約の期間といたしまして、その都度更新しております。

○小笠原三三男君 その都度更新する場合に、もう貸さないと言へばそれは有効ですか。

○政府委員(山中一朗君) 相手方が拒否すれば勿論拒否の効力はあるわけでございます。

○小笠原三三男君 そうすれば、日本国政府としては拒否された部分については国連軍に対して使用を禁止させますか。

○政府委員(山中一朗君) それは抽象的に一概に言えないのでありますが、その事情を相互に検討いたしまして、比較的方向として要求度が低いというふうな場合には禁止する場合もあると思ひます。全体的な使用目的のために、部分的にそういう場合が起きます

れば、将来はいろいろと別途の方法を講じなければならぬのじやないか。こういうふうな考へております。

○小笠原三三男君 あなたは、合意の上でそれはなされてゐるというから、呉地区で相当民有地或いは民有建物がありすが、もう貸さないと言へば実際貸さないで済むのかどうかということを知りたいのです。

○政府委員(山中一朗君) 只今まで完全な合意の上においてお借りしておつたというものは、過去の事実を申し上げたわけでありすが、将来の問題につきましましては、只今討議を申上りましたように、そのときの事情によりまして、全般的に拒否された場合、これを英連邦軍側に完全使用を中止して、使用を中断してもらつたということが原則であるかどうかということにつきましましては一概に申上げられないと思ひます。

○小笠原三三男君 一概に申上げられないということは、私の聞いてゐるようなことを端的に承認してゐないということですか。過去においては合意でやつたのだ、将来は合意でということが原則だが、相手方がいやだと言つても、そのまま継続して強制使用する場合もあり得るといふことですか。

○政府委員(山中一朗君) 小笠原委員の最後の点でございますが、我々もいたしましてはできるだけ合意の上にやりたい、従ひまして先般からも資料提出いたしておりますように、相当問題のあつたものも最後には話し合いの上で解決したというところで、その実績が載つておるわけでありすが、全体から見まして、部分的に拒否された場合に、絶対彼らの必要なものを、その部分のために全体が使用上非常に不便を

来たすという場合には、最後にどうしてもできないときには、お話のように特別措置なり何なりによりまして使用さして頂きたい場合も万止むを得ないときには起ると思ひます。

○小笠原三三男君 そういふ意味合いで交渉して、過去においても話し合いといつても、最後までねばりにねばつて、結局強引に承諾をさせたというものが実例じやないのですか。合意といふのはどういふことを言つてゐるのですか。あなたたちの言うことは……

○政府委員(山中一朗君) 我々としては、只今までの関係につきましましては、合意といふのはお話のように別に強制という手段をとつて契約をしたことではないと思つております。相手方が勿論他の経済行為においてより以上の利得があると考えられて、しぶしぶの感じをその中間において持たれることがあつたかも知れませんが、そういう問題につきましましての具体的な現象は、我々もいたしまして現在まで把握していませんが……

○小笠原三三男君 いや、今後は貸したくないと言つたら、その意思は飽くまで合意にならない限りは尊重されましか、政府は追つかけ廻しませんか。

○政府委員(山中一朗君) 一種の契約でございますから、最初に準備問題でございしますから、最初の準備問題でその他の関係で貸して下さい、はあ、そうですかと直ぐ言われるか言われんかといふことは、そのときの交渉の相互の主観の問題でありますから、我

我として、はいそうですかと当初に言われるか言われんかによつて、すぐそれを断定することは困難と思ひますが、いわゆる何と申しますか、一種のいろ／＼な関係における威圧というふうな問題は避けることを原則としておりますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原三三男君 私の申上げておることは一回目、二回目というそんなことを言うのではない。金がどうあるやうと何がどうあるやうとも貸さない、よこして欲しい、返しなさいと言われたら返すかといふ……

○政府委員(山中一朗君) 只今申上げましたように、そういう場合にも向うと話し合つて返し得る立場のときには勿論我々としては返すように万全の措置と努力をいたしたいと思つております。

○小笠原三三男君 だから私当初に聞いておるのです。普通の契約かといふことをさつきから聞いておるのです。何等か、奥の手も出し得るといふやうな契約でなくして何等か、普通の民法上の契約なんですかといふことを聞いておるのです。その一本のところまで来ておるのかどうか、駄目であればだん

びらでも振り廻すやうな措置も考慮されて、先ず第一段階としては合意による契約をとつて便宜的な考へ方なのかどうかといふことを聞いておるのです。私はこういうものは、法律上のこととはわからないから簡単なことを聞いておるのです。

○政府委員(山中一朗君) 只今申上げましたように、現在まで国連軍関係の協定につきまして我々としては、振り上げるだんびらもよし、大体皆さ

んが納得すべく契約して頂いたものと、こういうように考えております。

○小笠原三三男君 だから将来再三言つたような場合に、あなたは部分のために全体が犠牲になるような場合は別途の方法をとつてもそれは相手方の言うことを聞かない場合もあるやの意味の御発言があつたので、そういうことは何に根據をおいてどういうためにやられるのか伺つておこうと思つて。

○政府委員(山中一朗君) 只今の小笠原委員の、最後に強制するというのは何の根據かという御質問でございますが、只今まで續々申し上げましたように、我々といひましてはできるだけ万難を排して自由意思によることの相互の契約で済みたいという気持と努力においては従来通りでございますが、將來そういう場合が万一起き、而もその部分的な問題で解除の關係が國連軍とどうしても話合いが付かない、又關係方面との協議の結果がそれを必要とするというような場合には、只今御審議願つておる特別措置法の改正法規で強制措置が部分的に行われることも止むを得ない、場合があるのじやないかと考えております。

○小笠原三三男君 そういうことさえ率直に聞いておけばいい。あとのことは、根據になるというのには、やはり条約局長なり政府の責任者に聞かなければ、事務的な答弁ではわかん。従来やつて来た経緯についてはわかります。

それでもちよつと資料を要求したいのですが、各地区、地区によつて賃貸料と申しますか、それらは、建物は無論種類によつて違ひでしょうが、土地にはいろいろ段階があるわけではござい

すか。

○政府委員(山中一朗君) 只今小笠原委員の御質問の土地の賃貸料について一應我々には算出の方式は持つておりますが、ところによつて違ふことは事実でございます。と申しますのは、それ／＼の農地につきましては農業所得のその地区々々の所得額が違ふというところ、それから宅地あたりにおきましては登録価格を基準にしておりますので、その倍率その他の關係で違つております。

○小笠原三三男君 私もその通りだと思ひますので、さつきの田中君のお話の資料に関連して當然各地区における土地、建物の種類によつて賃貸価格を示して頂きたい。又その土地の周辺の一般の価格というものもお示しをお願いしたい。

○政府委員(山中一朗君) 只今小笠原委員の資料はできるだけ一つのテスト・ケースとして拾ひ上げまして、その附近のものも調査いたしまして整理して御提出したいと存じます。

○小笠原三三男君 それはそれでいいとして、こういう例はございませんか。全体の利用に供しておる土地のうち、同じ農地であつても相手方が簡単に契約を取り交わしてくれない、許諾しない。そういうところから特例的に、頑固な者に対しては賃貸価格が高いつか、或いは特別な見舞金なりその他のことをやることによつて納得させておるといふようなことによつて、アンバランスになつておるところとか、そういうような例はございませんか。

○政府委員(山中一朗君) 我々の賃貸料の支払につきましては、只今も申上げましたように一應原則を作りまして

げましたように一應原則を作りまして

○小笠原三三男君 原則はわかつておるのですが、併し實際上の措置としてそういうことがこの全体の地区においてないか。

○政府委員(山中一朗君) この地区についてそういうことは我々は事実調査の上においてもないうちに考えております。

○田中一君 國連軍の各国別と、それから大体現在おるところの人数を教へてもらいたいと思ひます。イギリスの分はどのくらい……

○政府委員(山中一朗君) この問題につきましては我々のほうで具体的な何らの資料も持つ合せがございませんの

○田中一君 それでは國連軍のどの國が来ていますか。

○政府委員(山中一朗君) この問題も外務省が何かのほうに一応お聞き合せ願わないと、我々のほうでどの國の人間が来ておる、我々大体英連邦軍といふようなことを言つておるのでござい

か。

○政府委員(山中一朗君) 調査はいたしておりません。

○小笠原三三男君 それなら事故の発生その他の調査で、どの國の人間による事故であるというところは調査しておるのですか。それともないのですか。國籍不明なる名前だけ付いておる人間、符号だけ付いておる人間の事故検数を算えたり、見舞だ、それ補償だといふことを言つておるのですか。

○政府委員(山内隆一君) 調達庁は勞務の關係もやつておりますから、全然調達庁に何も無いということも申しかねるのでございませうけれども、今不動産部長も言われたように、大体國連軍と言つて、或いはイギリスとかカナダとか、ニュージーランドとか濠洲とかいふようなことを言うことはありますけれども、とき／＼変化いたしまして、これは變化する場合に、別にどう

○小笠原三三男君 そうですと最近の事故の発生件数から見れば、少くともこれこれの國の軍隊がおつたのだ、或いはおるといふことだけはあなたのほうとしては推定はできますね。

○政府委員(山内隆一君) 事故の發生の關係から加害者を調べるわけであり

○小笠原三三男君 出せる、出せないはとにかくとして、そういうことはあなたのほうでは調査はしてないのです

故の加害者の關係から見ても、今どうい

○田中一君 その点を外務省に一遍聞

○政府委員(山内隆一君) 資料として

○田中一君 時間も過ぎておりますから、今日はこの程度で……

○委員(長(深川タマエ君) 本日はこの程度にして散会してもよろしくござい

○赤木正雄君 私は日程通りやつて頂

○委員(長(深川タマエ君) それでは暫

○赤木正雄君 はかの人の意見も聞いて下さい。

○委員(長(深川タマエ君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め

て下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

五月十八日本委員会に左の事件を付託された

一、青森県弘前市、二ツ井町間道路の県道編入等に関する請願(第二六一三号)

一、東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願(第二六三八号)

一、福岡県遠賀川改修に関する請願(第二六四三三号)

一、土地収用法中一部改正に関する請願(第二六四四三三号)

一、徳島県長安口ダム建設に伴う補償の請願(第二六四六三三号)

一、宮城県鳴子ダム建設に伴う補償の請願(第二六五〇三三号)

一、砂利採取法案に関する陳情(第六八四四三三号)

第二六一三三三号 昭和二十九年五月十日受理

青森県弘前市、二ツ井町間道路の県道編入等に関する請願

請願者 青森県中津軽郡西目屋村長 三上玄司外一名

紹介議員 三浦 辰雄君

青森県弘前市から西目屋村大字砂子瀬、釣瓶落、藤澤村經由二ツ井町に

おいて国道七号線に接続する路線は、

現在弘前、砂子瀬間及び藤澤、二ツ井町間がそれぞれ県道に認定され残余の

部分は未認定であるが、この間はひば、杉の美林を有し、又尾太嶺山等豊富な地下資源を保有し、更に景勝、温

泉地を拘え本路線整備による利便は多大であるから、本路線を県道に編入せられると共にすでに青森県において着手している本路線の改良工事の早期完了を図りたいとの請願。

第二六三八三三号 昭和二十九年五月十二日受理

東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願

請願者 静岡県駿東郡印野村長 池谷兵吉

紹介議員 藤原 道子君

東富士演習場の最奥端に位置する静岡県印野村に、全担の九十一パーセントが駐留軍の演習場に接収せられ、特に農耕地は七十パーセントが接収により喪失したため、接収前は戸当たり平均一町一反の農耕地を保有していた農家は三反歩農家に転落し、水田のない畑作地帯の農業としてその経営上致命的な大打撃をこうむつた上に加えて、富士山ろくの治山治水の役割を果たしている森林地帯への砲撃、戦車演習あるいは軍事施設の構築等による被害は、広大な富士山ろく一帯の降雨等による悪水の流出を誘発し、残された貴重な農地、森林の流出、埋没等接収農家の窮状は明瞭な状況にあるから、これら接収農家救済のために、すみやかに根本的災害防除対策と救済措置を講ぜられたいとの請願。

第二六四三三三号 昭和二十九年五月十二日受理

福岡県遠賀川改修に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡中間町砂山 冷牟田政雄

紹介議員 木村福八郎君

昭和二十八年六月福岡県遠賀川の本堤が、植木町中の江地内で欠壊したため、植木町以下下流戸屋町に至る一帯に大災害が生じ、また遠賀川改修に著しい障害を与えた。被災原因については、土木技術者間にも諸説があり、真相が明らかでないため、筑後川夜明ダムの欠壊原因調査に際し、建設省九州地方建設局長を始めとして学識経験者を動員して調査委員会を設置し、真因究明に努めているから、政府においてすみやかに河川土木技術者、地質学者等を委員とする調査委員会を設置して、遠賀川改修に際し技術的な対策を講ぜられるとともに、国会からも実情調査のために議員を現地に派遣せられたいとの請願。

第二六四四三三号 昭和二十九年五月十二日受理

土地収用法中一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区筑士八幡町株式会社熊谷組内電力建設協力会内 鹿島守之助外十四名

紹介議員 石原幹市郎君

電源開発及び多目的ダムの建設並びに道路、鉄道の建設等の公共公益事業の促進を図ることは、わが国の自主経済の達成上、欠くことのできない緊急の国家的要請である。しかしこれに關連して起る損失補償問題を公正かつ迅速に解決する制度を確立すること、は、当面の課題であるから、すみやかに電源開発及び多目的ダム並びに道路、鉄道の建設に必要な土地収用法の一部を改正せられたいとの請願。

第二六四六三三号 昭和二十九年五月十二日受理

徳島県長安口ダム建設に伴う補償の請願

請願者 徳島県那賀郡宮浜村 射本利信外四名

紹介議員 紅露 みつ君

徳島県長安口ダム建設に伴う水没者は、本事業の重要性にかんがみ早急移転によつて協力しようとして一昨年来適正なる水没補償の早急な決定を要請してきたのであるが、県は水没補償に對して何等の誠意を示さないばかりか公共事業の圧力をもつて一方的に工事を進めず遂に築堤によつてこの水の危険にさらされているから、すみやかに適正なる補償の決定を図られたいとの請願。

第二六五〇三三号 昭和二十九年五月十二日受理

宮城県鳴子ダム建設に伴う補償の請願

請願者 宮城県玉造郡鳴子町 長 遊佐武治外一名

紹介議員 深川タマエ君

宮城県鳴子ダムの建設に伴う水没者に對しては、田地一反歩につき十二万円の補償金をもつて取り極められようとしているが、公益事業のためとはいえず先祖伝来の耕地、家屋が湖底に沈む水没犠牲者の心境並びに他に永住の土地を求めて生活の基礎を築きあげるための努力と膨大な費用を要することを考慮するととき余りにも少額であり、ことに只見川電源開発田子倉ダム建設による水没補償額の三分の一にも達しないことは不公平であるから、田子倉ダム水没犠牲者と同等に補償せられたいとの請願。

第六八四四三三号 昭和二十九年五月十二日受理

砂利採取法案に関する陳情

陳情者 東京都中央区築地三ノ八 杜団法人全国建設協会

長 清水康雄外一名

今国会に提案を予定されている砂利採取法案に關して(一)ダム、河川、鉄道、道路、建築等の工事の用に供するために該工事請負建設業者が行う短期間の砂利採取については、採取の手、休止、再開、廃止等の届出手続を必要とする(二)砂利採取管理業者、その代理者の選任、解任及びその届出に關する規定、並びに業務報告、業務監査等に関する規定は、前項の届出を必要としないものについては、前項と同様の趣旨によりその適用を除外すること、(三)「河川法」等の規定に基き、砂利採取の許可をする者は、砂利採取業者が砂利採取業の合理的な経営を維持できるように考慮して許可するものとす(四)旨の規定は、公益事業工事を遂行に支障を及ぼすものと思考されるから、公益事業の用に供する砂利に關しては、その所要数量の充足と価格の適正を図るため、必要に應じ、当該企業者又は建設業者に対して特例の許可をなし得る規定をそへ入すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局